

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

平成29年 9月11日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 大久保 伸一

記

1 概要等

(1) 入札対象

- ア 件名 電気設備保守点検業務委託
イ 場所 元荒川水循環センター（桶川市大字小針領家地内）ほか2箇所
ウ 期間 契約確定の日から平成30年 2月28日まで
エ 概要 元荒川水循環センター、桶川中継ポンプ場及び鴻巣中継ポンプ場の電気設備保守点検業務一式

(2) 入札手続の方法

要領の規定による。

(3) 最低制限価格

有（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における以降の入札に参加できません。）

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 期間

- 平成29年 9月20日（水）午前10時00分から
平成29年 9月26日（火）午後 4時00分まで（必着）

(2) 提出場所

公益財団法人埼玉県下水道公社荒川左岸北部支社

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。

(1) 入札日時

平成29年 9月27日（水）午後2時00分

(2) 入札場所

公益財団法人埼玉県下水道公社荒川左岸北部支社 3階入札室

4 この入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参

加させないこととされた者でないこと。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査（建設業者に限る。）を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 平成29・30年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事業に登録されていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。
- (9) 平成29・30年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事業に係る格付けがA級であること。
- (10) 施工実績

契約の締結日にかかわらず平成19年4月1日から公告日までの間に、水処理能力20,000m³/日以上の下水終末処理場又は浄水場若しくはそれらに係る最大揚水量が15,000m³/日以上の中継ポンプ場において、1回の契約金額が2,000万円以上の電気設備（特別高圧受変電設備を含むこと。）にかかる業務委託、修繕又は工事を元請けとして完了、完成させた実績を有する者であること。

また、本委託に関する事業に関し、合併、会社分割または営業譲渡等行った場合においては、従前の会社の実績を施工実績とすることができる。ただし、その場合には、それを証明する書面を提出すること。

(11) 現場代理人

本業務委託は、現場代理人の常駐規定の緩和のうち、兼務を認める委託の対象とする。

なお、兼務を認める委託（修繕又は工事）の対象及び条件は、「現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱い要領」「公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等における技術者の専任に係る取扱い要領」によるものとする。

5 入札参加資格の有無の確認

要領に基づき、入札執行後に確認する。

6 設計図書等

設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸与（電子データによるため、1GB以上の容量のUSBメモリーを持参すること。）は、次のとおりとする。

(1) 閲覧及び貸与期間

平成29年 9月11日（月）午前10時00分から

平成29年 9月26日（火）午後 4時00分まで

(2) 閲覧及び貸与場所

公益財団法人埼玉県下水道公社荒川左岸北部支社 3階事務室 庶務担当 新井

7 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

平成29年 9月13日（水）午前10時00分から

平成29年 9月21日（木）午後 4時00分まで

(2) 質疑に対する回答

質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を下水道公社ホームページで公表する。

8 現場説明会
開催しない。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

金額は消費税及び地方消費税を含まないものとする。(契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。)

(2) 入札金額見積内訳書

要領様式第6号を作成し、提出する。

(3) 入札回数

ア 再度入札は3回まで行うことができる。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

要領第16条の規定による。

(5) その他

ア 一度提出した入札書及び入札金額見積内訳書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより審査の順序を決定する。

ウ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

エ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

ウ 金額の訂正のある入札書による入札

エ その他要領第20条に該当する入札

10 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除する。

ア 入札参加希望者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(出資法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付方法は、次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、入札保証金を、入札日の前日までに下記口座に振り込むものとする。

イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領第14条第2項に規定する参加資格者の確認の際に入札執行者に提示する。

入札保証金振込口座

銀行名 埼玉りそな銀行県庁支店

口座名義 公益財団法人埼玉県下水道公社

種類 普通預金

口座番号 4630836

(3) 上記(1)のアに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 提出方法

原則として保険証券を入札場所に持参する。

イ 提出期限

平成29年 9月27日（金）午後2時00分まで（入札開始前まで）

(4) 上記(1)のイに該当する場合の免除方法は、次のとおりとする。

ア 平成27年4月1日から公告の日までに国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と締結し、かつ、履行した契約金額が2,000万円以上の業務委託、修繕又は工事2件（共同企業体にあつては、経常建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員に限る。）について、その契約書の写し及び完了・完成検査結果通知等履行を証明するものの写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。

イ 当公社と締結し履行した業務委託、修繕又は工事については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

11 支払い方法

完了検査終了後一括精算

12 この公告に関する問い合わせ先

公益財団法人埼玉県下水道公社荒川左岸北部支社 庶務担当 新井

電話番号 048-728-2011

FAX番号 048-728-2013